市第154号議案

令和２年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第１号）

令和２年度横浜市の新墓園事業費会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 150,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,542,461 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第３条　市債の変更は、「第３表　市債補正」による。

令和３年２月10日提出

横浜市長　　林　　文　子

提　案　理　由

舞岡地区新墓園事業費を補正したいので提案する。

市第154号

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
6　市　　債		**千円 664,000**	**△ 千円 150,000**	**千円 514,000**
	1　市　　債	664,000	△ 150,000	514,000
歳　入　合　計		**1,692,461**	**△ 150,000**	**1,542,461**

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 舞岡地区新墓園事業費		千円 **667,000**	**△ 150,000** 千円	千円 **517,000**
	1 施設整備費	662,463	△ 150,000	512,463
歳　出　合　計		**1,692,461**	**△ 150,000**	**1,542,461**

市第154号

第２表　債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
舞岡墓園（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和３年度から令和４年度まで	限度額　670,000千円	令和３年度から令和４年度まで	限度額　820,000千円

第３表　市 債 補 正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園整備費	千円 664,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和２会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 514,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和２会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	**664,000**				**514,000**			